

議員各位

令和4年3月

庶務部議員課

「資産公開法」及び「行為規範」に基づく報告書等の提出について（お知らせ）

「資産公開法」（政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律）の規定に基づき「資産等補充報告書」、「所得等報告書」及び「関連会社等報告書」を、また、「行為規範」の規定に基づき「企業・団体の名称等届」を、別添記載要領を御参照の上、下記により御提出願います。なお、電子掲示板に各報告書等の様式を掲載しておりますので、適宜御活用ください。

記

(1) 提出期間

報告書	提出期間	備考
資産等補充報告書	4月1日（金）～5月2日（月）	7月4日（月） 閲覧開始
所得等報告書		
関連会社等報告書	4月4日（月）～5月2日（月）	

届	提出期間	備考
企業・団体の名称等届	4月4日（月）～5月2日（月）	閲覧対象外

(2) 提出場所 庶務部議員課議員係（議員会館地下2階）

なお、提出されました報告書等の内容については、参議院政治倫理審査会規程第1条により、政治倫理審査会の審査対象となることがありますので御留意ください。

御不明の点は、庶務部議員課議員係（内線 74205, 74206）までお問い合わせください。